

# 彩の国さいたま人づくり広域連合財政調整基金条例

令和5年2月8日  
条例第2号

## (設置)

第1条 彩の国さいたま人づくり広域連合の財政の健全な運営に資するため、財源の不足を生じたときの財源に充てることを目的として彩の国さいたま人づくり広域連合財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算の定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、各年度において一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入することができる。この場合において、当該基金に編入する額は広域連合長が定める。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## (繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

第6条 基金は、その設置の目的のため必要があるときは、その全部又は一部を処分することができる。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(彩の国さいたま人づくり広域連合市町村事業推進基金条例及び彩の国さいたま人づくり広域連合政策研究基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 彩の国さいたま人づくり広域連合市町村事業推進基金条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第21号）

二 彩の国さいたま人づくり広域連合政策研究基金条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第22号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項第一号の条例に基づく彩の国さいたま人づくり広域連合市町村事業推進基金及び同項第二号の条例に基づく彩の国さいたま人づくり広域連合政策研究基金に属する現金及び有価証券は、この条例に基づく基金に属する現金及び有価証券とみなす。